



福岡県宿泊税 Q&A 目次 (R7.6.16時点)

◆ 1 宿泊税について

- 1 宿泊税とはどのような税金ですか。
- 2 なぜ宿泊税を導入したのでしょうか。
- 3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
- 4 宿泊の定義を教えてください。
- 5 県宿泊税条例の施行時期はいつですか。
- 6 県宿泊税条例の施行日である令和2年4月1日より前に事前予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。
- 7 宿泊税の税額はいくらですか。
- 8 税率が変更されることはないのですか。
- 9 【変更】県宿泊税条例附則第6条の見直し規定があるようですが、条例の施行後3年を経過するまではそれまで課税対象の見直し等を行われないのでしょうか。
- 10 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいではありませんか。宿泊料金に応じた税率区分や課税免除を設けるべきではありませんか。
- 11 宿泊税は何に使われるのですか。

◆ 2 課税対象について

- 1 添寝の幼児や子どもも宿泊税の課税対象ですか。
- 2 修学旅行生や中体連、高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。
- 3 個人で民泊を営んでいる者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。
- 4 民泊収入は確定申告(個人)の折、計上していますが、宿泊税も特別徴収義務者が負担しなければならないのですか。
- 5 長期滞在の場合でも課税対象ですか。
- 6 観光目的でない宿泊でも課税対象となるのですか。
- 7 ハウスユースは課税対象ですか。
- 8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。
一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。
- 9 ラブホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。
- 10 ラブホテルを営んでいます。部屋ごとに料金をとっていますが、この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいのですか。
- 11 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。
- 12 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。



- 13 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。
また、料金は、1棟（区画）を単位として認定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課せられますか。
- 14 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。
乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
- 15 カプセルホテルも対象ですか。
- 16 宿泊料金には食事の料金も含まれるのですか。
- 17 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。
- 18 入湯税とは別に徴収するということですか。
- 19 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。
- 20 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。
- 21 県外から宿泊される方々は、ビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合があります。
その点についてはどのようにお考えですか。
- 22 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。
- 23 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。
- 24 キャンセル料の取扱いを教えてください。
- 25 インターネットカフェも対象ですか。
- 26 農村民泊を行っています。地域活性化のために、旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。
- 27 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。
宿泊者には、保護費用の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象となりますか。
- 28 子ども向けに布団の貸出をしています。
ホームページに記載できる箇所がないため、幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。
低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。
- 29 添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。
- 30 幼児、乳児から税をとることは無償化の時代、逆向しているのではありませんか。
- 31 海の家を経営していますが、料金体系が次の2種類あります。
・バーベキュー代のみの料金（夜間営業 18時から翌朝9時）
・宿泊コース（BBQ、毛布、蚊帳）としての料金
この場合、バーベキュー代も宿泊税が課税されますか。



◆ 3 旅行業関係者の方向け

- 1 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっていないませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

◆ 4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）

- 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
- 2 いわゆる違法民泊についても課税するのですか。
- 3 特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか
- 4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
- 5 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。
- 6 納入申告書は毎月送られてくるのでしょうか。
- 7 経営申告書に関することを教えてください。
 - (1) 経営申告書はどこに提出すればよいのでしょうか。
 - (2) 民泊の経営をしています。経営申告書の提出書類のうち、宿泊約款を作成していません。住宅宿泊事業ではどの書類を提出したらよいのでしょうか。
 - (3) 旅館業の経営を現在休止している状況ですので、経営申告書を提出する際に休止届もあわせて提出したいのですが、休止を確認できる書類は、何を提出したらよいですか。
- 8 納入申告書について教えてください。
 - (1) 毎月宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。
 - (2) 納入申告書と納入書が1年分送られてくるということですが、住所の変更の場合は、変更届の内容のものを新たに送ってもらえるのですか。
 - (3) 納入申告書等の郵送料は宿泊事業者で負担するのですか。
- 9 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要はありますか。
- 10 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。
- 11 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は事業者が負担するのでしょうか。
- 12 北九州市内と福岡市内に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、県税分はどのように納めたらよろしいですか。
- 13 【変更】電子申告・電子納付は可能ですか。
 - (1) 電子申告は可能ですか。
 - (2) 電子納税は可能ですか。
- 14 納税者（宿泊者）の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。
- 15 納税者や特別徴収義務者が支払わないとどうなりますか。
 - (1) 罰則はありますか。
 - ア 帳簿等の保存義務に関する罰則について



- イ 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の罰則について
- (2) 特別徴収義務者には罰則があるようですが、宿泊施設が宿泊税の事務手続きに協力的であっても、宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。
- 16 徴収方法について教えてください。
- (1) 宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか
宿泊料金をインターネットによるクレジット決済できるようにしていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。
- (2) 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
- (3) 宿泊者（招待客）と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊者から直接徴収するのですか。予約者から徴収し、課税対象者は宿泊者ということですか。
- 17 領収書について教えてください。
- (1) 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければいけませんか。
また、表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか。
指定の様式や、福岡県において領収書様式の販売予定はありますか。
- (2) 領収書とは別に「ビル」を作成していますが、この場合、手書きで領収書を発行した際は、総額表示にしています。こちらとしては、「ビル」には税額を区別して記載しているため、手書きの領収書には税額を区別しなくてもよいと考えていますが、区別が必要でしょうか。消費税の場合は明記していません。
- (3) 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。
- 18 会計システム上、1人で利用しても、領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。
- 19 宿泊者への周知はどのように行っているのでしょうか。
事業者が説明するときに見えるような広報物がありますか。
- 20 リーフレット等の広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。
- 21 ポスターやリーフレット等は配布してもらえるのでしょうか。
- 22 宿泊事業者への具体的な事務等についての説明はいつ頃行われるのですか。
- 23 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。
- 24 月計表について教えてください。
- (1) 毎月宿泊した人数を月計表に記載して提出することになりますが、それはどのようにして確認するのですか。また、小さい宿泊事業者ですと、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」が必要でしょうか。
- (2) 月計表の課税対象外の記載方法を教えてください。課税対象外の欄に、添寝無料の方や日帰りの方は記載する必要があるのでしょうか。



- 25 申告納入期限の特例について教えてください。
- (1) 旅館業を週末だけ行っていますが、人数制限をしているため、年間でも税額が38,400円程度にしかなりません。申告納入期限の特例の対象にもなりうと思いますが、事前納入できませんか。
 - (2) 令和3年4月1日時点で、経営開始から1年が経過していません。この場合、申告納入期限の特例の適用は、まだ受けることはできないのですか。
- 26 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。
- 27 事務の簡素化マニュアルを作成いただけませんか。
- 28 民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。
- 29 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する宿泊税報償金はありますか。
- 30 宿泊税報償金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。

◆ 5 その他（資料等）

- 1 福岡県内の保健所等一覧（旅館業法所管部署）【2-22、4-2関係】
- 2 【変更】宿泊税の納入場所【4-8、4-10、4-11関係】
- 3 関係条文【4-15関係】

1 宿泊税について

Q 1-1 宿泊税とはどのような税金ですか。

A 1-1

宿泊税は、県内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、県宿泊税条例に基づき用途や税率が定められる法定外目的税です。

※ 法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課することができる税です。（地方税法第4条、第731条）

Q 1-2 なぜ宿泊税を導入したのでしょうか。

A 1-2

県内の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため、県独自の安定的な観光振興財源として導入したものです。

県では、この財源を活用して、県が広域的な観点から観光振興施策を実施するとともに、市町村が実施する観光振興施策への財政的支援に取り組み、県全体の観光の魅力を底上げし、福岡県の観光における競争力を高めていきたいと考えています。

Q 1-3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

A 1-3

観光振興財源を求める対象については、有識者による福岡県観光振興財源検討会議において、応益負担の考え方に基づき、旅行者に対し一定の負担を求めることが適当であるとの考えが示されたところです。旅行者が、福岡県を訪れた際の宿泊や公共交通機関の利用、飲食等、様々な観光活動のうち、宿泊行為以外は、一般客（県民）の日常利用も多く、課税客体の捕捉が困難であることなどから、宿泊行為に対して課税することが適当という結論に至っています。

Q 1-4 宿泊の定義を教えてください。

A 1-4

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- (1) その利用行為が契約上宿泊として取り扱うもの
- (2) 特区民泊事業により、賃貸借契約に基づき滞在に必要な役務を提供する施設の利用であるもの
- (3) その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q 1-5 県宿泊税条例の施行時期はいつですか。

A 1-5

県宿泊税条例の施行時期については、令和元年11月15日に法定外目的税として総務大臣から同意を得て、令和2年4月1日に施行しております。

Q 1-6 県宿泊税条例の施行日である令和2年4月1日より前に事前予約を行っていた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。

A 1-6

宿泊日が令和2年4月1日以降であれば、宿泊税が課税されます。

Q 1-7 宿泊税の税額はいくらですか。

A 1-7

県内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊につき200円が課税されます。
ただし、北九州市・福岡市内の宿泊施設は、県税と市税を合わせた税額となります。

県単独で課税 (北九州市、福岡市以外)	税率
	200円

〈北九州市・福岡市内の特例〉

北九州市、福岡市内はそれぞれ特例により下記の税率です。
宿泊事業者の皆様の負担軽減を図るため、北九州市、福岡市に県税分も併せて申告納入していただきます。

北九州市内 税率	参考(内訳)		福岡市内 税率	参考(内訳)	
	県税率	市税率		県税率	市税率
200円	50円	150円	2万円未満 200円	50円	150円
			2万円以上 500円	50円	450円

Q 1-8 税率が変更されることはないのですか。

A 1-8

税率は県宿泊税条例において規定されております。
なお、本条例では、施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。
また、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うこととしています。

Q 1-9 県宿泊税条例附則第6条に条例の見直し規定があるようですが、条例の施行後3年を経過するまでは課税対象の見直し等は行われないのでしょうか。【変更】

A 1-9

課税対象の見直しの時期については、県宿泊税条例附則第6条において、「知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。」としています。

なお、令和5年3月31日で、条例の施行から3年が経過したため、外部有識者による「福岡県宿泊税検討委員会」を設置し、本検討委員会において、条例施行後の福岡県の観光を取り巻く状況や、税収の用途などを含めた条例の施行状況、税制度のあり方をまとめた報告書が、県に対し提出されました。

Q 1-10 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。

A 1-10

宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、一律の税率で課税し公平性の確保をすることとしております。

また、特別徴収義務者となる宿泊事業者にとって簡素な制度とすることが望ましいことから、税率区分を設けておりません。

免税点についても、宿泊者が受ける行政サービスの受益の程度は同等であることから、広く課税することで公平性を確保しております。宿泊者の方は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられますので、免税点を設けておりません。

Q 1-11 宿泊税は何に使われるのですか。

A 1-11

宿泊税は、本県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、福岡県が独自に課税する地方税です。

県ではこの宿泊税による税収を活用し、以下の施策を実施しています。

(1) 県が主体的に行う施策

広域的な観点からの観光振興施策として次の事業を実施します。

- ・ 宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援
- ・ インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援 など

(2) 市町村に対する施策（交付金事業）

市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興施策への財政的支援（宿泊税を課す市町村除く）

（事業イメージ）

地域資源を活用した新たな観光資源開発、観光スポットの受入環境整備など

2 課税対象について

Q 2 - 1 添寝の幼児や子どもも宿泊税の課税対象ですか。

A 2 - 1

宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されます。幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。

ただし、宿泊料金がかかっていない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。

Q 2 - 2 修学旅行生や中体連、高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。

A 2 - 2

福岡県では修学旅行生等の課税免除を設けておりませんので、課税対象となります。

Q 2 - 3 個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。

A 2 - 3

宿泊税は、旅館業法に係る施設、国家戦略特別区域法に基づく施設又は住宅宿泊事業法に係る施設において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。

Q 2 - 4 民泊収入は確定申告（個人）の折、計上していますが、宿泊税も特別徴収義務者が負担しなければならないのですか。

A 2 - 4

宿泊税の納税義務者は、宿泊者となります。

特別徴収義務者が、納税義務者である宿泊者から宿泊税を徴収し、県に納めていただくこととなります。

Q 2 - 5 長期滞在の場合でも課税対象ですか。

A 2 - 5

宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊数に応じて宿泊税が課税されます（1カ月単位の宿泊契約は下宿営業に該当するため課税対象外）。

Q 2 - 6 観光目的でない宿泊でも課税対象となるのですか。

A 2 - 6

旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

Q 2-7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。

A 2-7

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。

宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。

Q 2-8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。

A 2-8

研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

Q 2-9 ラブホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。

A 2-9

いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、課税対象となります。

Q 2-10 ラブホテルを経営しています。部屋ごとに料金をとっていますが、この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。

A 2-10

1室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

ア 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例) 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

イ 書類とは

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

Q 2-11 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。

A 2-11

低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。

ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

Q 2-12 公営施設も課税対象ですか。

また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。

A 2-12

ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。

宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊者に広く御負担をお願いしています。

また、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、課税されません。

Q 2-13 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。

また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課されますか。

A 2-13

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は旅館業法に該当するため、宿泊税が課税されます。

なお、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて支払うこととなります。

Q 2-14 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。

乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

A 2-14

1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、幼児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。

Q 2-15 カプセルホテルも対象ですか。

A 2-15

旅館業法には簡易宿所も含まれていますので、旅館業法に該当する宿泊施設であれば、課税対象となります。

Q 2-16 宿泊料金には食事の料金も含まれるのですか。

A 2-16

宿泊税における宿泊料金は、食事代や消費税等を除いた、サービス料等を含む額となります。

Q 2-17 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。

A 2-17

宿泊者（納税義務者）の天災による宿泊については、県税条例により宿泊税を免除又は減ずることとしておりますが、その取扱いについては、災害の発生ごとに通知することを予定しています。

なお、基本的には宿泊者に宿泊料金、寝具の追加料金等を徴していない場合は、課税されませんので申し添えます。

Q 2-18 入湯税とは別に徴収するということですか。

A 2-18

入湯税とは別に徴収していただきます。

Q 2-19 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。

A 2-19

宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊につき200円の宿泊税が宿泊数に応じて課税されます。

Q 2-20 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。

A 2-20

連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

(例) 1人が3泊した場合 1人×200円×3泊=600円

Q 2-21 県外から宿泊される方々は、ビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の方が宿泊する場合もあります。

その点についてはどのようにお考えですか。

A 2-21

観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐にわたっていることから、それから受け

<p>るサービスは様々です。</p> <p>県内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしています。</p>
<p>Q 2-22 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。</p>
<p>A 2-22</p> <p>いわゆるウィークリーマンションなど短期賃貸住宅につきましては、旅館業法の許可を必要とする施設と判断されることがあり、宿泊税の課税対象となる場合があります。</p> <p>なお、旅館業法上の営業施設であるか否かにつきましては、衛生上の維持管理責任の所在等を踏まえて総合的に判断いたしますので、ご不明な場合は旅館業を所管しております保健部局にご確認ください。(「5 その他」をご参照ください。)</p>
<p>Q 2-23 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。</p>
<p>A 2-23</p> <p>無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しませんので、課税対象ではありません。</p>
<p>Q 2-24 キャンセル料の取扱いを教えてください。</p>
<p>A 2-24</p> <p>キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。</p> <p>ただし、契約上、「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q 2-25 インターネットカフェも対象ですか。</p>
<p>A 2-25</p> <p>旅館業法等の対象外である場合は宿泊税の課税対象外となります。</p> <p>旅館業法等の対象であるか否かにつきましては、最寄りの保健所にお尋ねください。(「5 その他資料」参照)</p>
<p>Q 2-26 農村民泊を行っています。</p> <p>地域活性化のために、旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。</p> <p>この場合でも、宿泊税の課税対象となりますか。</p>
<p>A 2-26</p> <p>宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q 2-27 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。</p>

<p>宿泊者には保護費用の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、この場合、課税対象となりますか。</p>
<p>A 2-27</p> <p>賛同金が、宿泊の利用行為として負担としたものであり、宿泊事業者が、宿泊料金としその対価を受けておられるということであれば、課税対象となります。</p>
<p>Q 2-28 子ども向けに布団の貸出をしています。 幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。 低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。</p>
<p>A 2-28</p> <p>布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。 また、低廉な実費負担部分についての判断は、その料金が宿泊の対価にあたらない料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。ただし、その立替金に類する以外の宿泊料金が無料の場合に限られます。</p>
<p>Q 2-29 添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。</p>
<p>A 2-29</p> <p>当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの利用行為の対価としていただくものであれば、課税対象となります。</p>
<p>Q 2-30 幼児、乳児から税をとることは無償化の時代、逆向しているのではありませんか。</p>
<p>A 2-30</p> <p>宿泊料金を払われて宿泊される場合は、旅館業法上の宿泊に該当するため、課税の対象となります。 本県におきましては、先行自治体と同様に、宿泊税には年齢による課税免除規定はございませんが、添寝利用等により宿泊料金がかからない場合は課税されません。</p>
<p>Q 2-31 海の家を営営していますが、料金体系が次の2種類あります。 ・バーベキュー代だけの料金（夜間営業 18 時から翌朝 9 時） ・宿泊コース（BBQ、毛布、蚊帳）としての料金 この場合、バーベキュー代も宿泊税が課税されますか。</p>
<p>A 2-31</p> <p>バーベキュー代が食事代に該当する場合は課税対象となりません。 これは、宿泊税が課税される「料金」が、「食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額」としているためです。</p>

ただし、バーベキュー代金に寝具使用料、清掃代、入浴代等が含まれ、「宿泊税特別徴収事務の手引」第2章2（1）に記載しております判断基準の「日をまたぐ6時間以上の利用」に該当した場合には、課税対象となります。

3 旅行業関係者の方向け

Q 3 - 1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A 3 - 1 旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めていただくこととなります。

※ 旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記してください。

4 宿泊施設を営んでいる方（特別徴収義務者）向け

Q 4-1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

A 4-1

旅館業、特区民泊又は住宅宿泊事業の経営者（旅館業の許可、特区民泊の認定を受けた方、住宅宿泊事業の届出をした方）です。

ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、福岡県の窓口に御相談ください。

（福岡県の窓口：博多県税事務所 TEL092-260-6007）

Q 4-2 いわゆる違法民泊についても課税するのですか。

A 4-2

他の施設との公平性の観点から、違法民泊についても課税します。

旅館業法に基づき、県と保健所設置市（北九州市、福岡市、久留米市）が立入検査などの指導を行います。

税部局においても、保健部局と連携し、地方税法上の質問検査権の行使等により、関係行政機関と連携しながら課税対象施設の捕捉に努めて行くことになると考えています。

このため、違法民泊が疑われる事案を探知された場合は、管轄の保健所までご連絡をお願いします。

また、「5 その他」において、管轄の保健所一覧を掲載しておりますので、御利用ください。

Q 4-3 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。

A 4-3

宿泊者から宿泊税を徴収し福岡県に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載、保存を行っていただく必要があります。

Q 4-4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 4-4

宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。

1. 旅館業の許可、特区民泊の認定又は住宅宿泊事業の届出の手続きを終える（※）。
2. 経営申告書を経営開始の5日前までに福岡県に提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税について毎月納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。

※ 旅館業の許可等と並行して経営申告書の提出を行う場合には提出書類が異なります。

すので、福岡県の窓口（「4-1」参照）にお問い合わせください。

Q 4-5 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。

A 4-5

福岡県のホームページから各種様式をダウンロードできます。

アドレスは次のとおりです。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzie-yousiki.html>

※「福岡県 宿泊税 様式」でも検索できます。

Q 4-6 納入申告書は毎月送られてくるのでしょうか。

A 4-6

納入申告書の様式につきましては、毎年3月頃に翌年度分の申告書をまとめてお送りします。

Q 4-7 経営申告書に関することを教えてください。

Q 4-7 (1)

経営申告書はどこに提出すればよいのですか。

A 4-7 (1)

博多県税事務所に提出してください。

Q 4-7 (2)

民泊の経営をしています。経営申告書の提出書類のうち、宿泊約款を作成していません。住宅宿泊事業ではどの書類を提出したらよいのでしょうか。

A 4-7 (2)

宿泊者の利用申込時に作成する契約書に該当するものや、利用料金等が確認できる書面の提出してください。

例 ホームページに掲載している料金表、ハウスルール等

Q 4-7 (3)

旅館業の経営を現在休止している状況ですので、経営申告書を提出する際に休止届もあわせて提出したいのですが、休止を確認できる書類は、何を提出したらよいですか。

A 4-7 (3)

休止のお知らせや、旅館業法上において保健所に提出されている「旅館業営業停止届」の写し等、休止が確認できる書類を提出してください。

Q 4-8 納入申告書について教えてください。

Q 4-8 (1)

毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。

A 4-8 (1)

特別徴収義務者の方は、毎月月末までに、前月分の宿泊税額について納入申告書を提出し、納入してください（※月末が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。）。

納入申告書の提出は、博多県税事務所又は宿泊施設の所在地を所管する県税事務所に行ってください（郵送による場合は、博多県税事務所にお送りください）。

また、徴収した宿泊税は、納入書により納入期限までにお近くの金融機関等で納入してください。【納入場所は5-2参照】

納入申告書及び納入書については、毎年3月頃に翌年度分をまとめて福岡県からお送りします。

【参考】

なお、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であることなど、要件を満たす場合は、3箇月ごとに申告納入することができるという申告納入期限の特例制度を設けております。

詳しくは、福岡県窓口（「4-1」参照）まで御相談ください。

Q 4-8 (2)

納入申告書と納入書が1年分送られてくるということですが、住所変更の場合は、変更届の内容のものを新たに送ってもらえるのですか。

A 4-8 (2)

住所変更の場合は、既に送付しております納入申告書や納入書をそのまま御利用ください。（住所変更の場合に限ります。それ以外については福岡県窓口まで御相談ください。）

納入申告書の様式については、福岡県のホームページからダウンロードすることもできます。【4-5参照】

Q 4-8 (3)

納入申告書等の郵送料は宿泊事業者で負担するのですか。

A 4-8 (3)

郵送料は御負担をお願いします。

Q 4-9 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。

A 4-9

宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく宿泊税はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

なお、申告すべき額が0円の場合、納入書は不要ですので、金融機関等（「5-2」参照）に持っていく必要はありません。

Q 4-10 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

A 4-10

納入については、県から送付します納入書により、お近くの金融機関又は県税事務所
で納入してください。【5-2参照】

Q 4-11 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は事業者が負担するのでしょうか。

A 4-11

県が送付した納入書を利用して、納入書の裏面に記載してあります金融機関等の窓
口（「5-2」参照）で宿泊税を納入する際には、振込手数料はかかりません。

Q 4-12 北九州市内と福岡市内に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、
県税分はどのように納めたらよろしいですか。

A 4-12

北九州市内及び福岡市内の宿泊施設については、地方税法の規定にもとづき、北九
州市及び福岡市が一括して課税と徴収を行いますので、両政令市の示す事務手続きに
より、宿泊税を納めてください。

Q 4-13 電子申告・電子納付は可能ですか。【変更】

Q 4-13 (1)

電子申告は可能ですか。【変更】

A 4-13 (1)

宿泊税の電子申告は、「地方税ポータルシステム (e L T A X)」または「福岡県
宿泊税電子申告システム」から行うことができます。

地方税ポータルシステム (e L T A X) を利用した電子申告につきましては、地方税
共同機構が運営している「地方税ポータルシステム (e L T A X)」のホームページ
(URL : <https://www.eltax.lta.go.jp>) をご確認ください。

お手持ちの携帯電話ならびにスマートフォンで、右の
QRコードを読み取ってください。



また、福岡県宿泊税電子申告システムを利用する場合は、事前に利用者IDを取得
し、特別徴収義務者と宿泊施設の情報登録する必要があります。詳細につきましては
、「福岡県宿泊税電子申告の手引」をご確認ください。

Q 4-13 (2)

電子納税は可能ですか。

A 4-13 (2)

地方税ポータルシステム (e L T A X) を利用した電子申告を行った場合には、電子
納税が可能です。詳しくは、地方税共同機構が運営している「地方税ポータルシステム

(eLTAX)」のホームページ(URL : <https://www.eltax.lta.go.jp>) をご確認ください。

Q 4-14 納税者(宿泊者)の情報を取得する必要はありますか。

また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。

A 4-14

県宿泊税では、納入申告書と月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類、保存しておくべき関係書類について、次のとおり定めています。

・ 帳簿(5年間保存)

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

(例 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、予約台帳等)

・ 書類(2年間保存)

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

※ 保存期間の始期は、県宿泊税条例に規定されておりますが、「宿泊税特別徴収事務の手引」にも記載しておりますので御確認ください。

Q 4-15 納税者や特別徴収義務者が支払わないとどうなりますか。

Q 4-15(1)

罰則はありますか。

A 4-15(1)

罰則については次のとおりです。

ア 帳簿等の保存義務に関する罰則について

罰則については条例に定められており、帳簿、書類の保存義務に違反した者について1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。

(県宿泊税条例第11条) 【5-3参照】

イ 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の罰則について

(ア) 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合

地方税法上罰則が設けられております。(地方税法第733条の21第2項)

【5-3参照】

特別徴収義務者に科される罰則については、県税をはじめ、他の市町村税等においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。

(イ) 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合

地方税法上罰則が設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、地方税

法上、特別徴収義務者（宿泊事業者）が県に納入した上で、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に求償する規定が地方税法に設けられています。

（地方税法第 733 条の 15 第 2 項、第 3 項）【5-3 参照】

Q 4-15（2）

特別徴収義務者や納税者には罰則があるようですが、宿泊施設が宿泊税の事務手続きに協力的であっても、宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。

A 4-15（2）

地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、県に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになります。（地方税法第 733 条の 15 第 3 項）【5-3 参照】

特別徴収義務者が、求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならないと定められておりますので、県税事務所にご相談等いただきながら、ご対応いただくこととなります。（地方税法第 733 条の 15 第 4 項）

このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、福岡県としましても広報により周知を行ってまいります。

令和元年 12 月から、宿泊事業者様にポスター等の広報媒体を順次お配りしておりますので、宿泊事業者様におかれましても、宿泊者に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。

Q 4-16 徴収方法について教えてください。

Q 4-16（1）

宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか。

宿泊料金をインターネットによるクレジット決済できるようにしていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。

A 4-16（1）

徴収方法については定めておりません。

（事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収する等）

特別徴収義務者が、宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくこととなります。

Q 4-16（2）

旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。

A 4-16（2）

福岡県宿泊税条例において、旅館業等を経営されている方を特別徴収義務者と定め
ておりますので、旅行代理店等から直接一括して県に納入していただくことはできま
せん。

Q 4-16 (3)

宿泊者（招待客）と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊者から直接徴収
するのですか。予約者から徴収し、課税対象者は宿泊者ということですか。

A 4-16 (3)

課税対象者は宿泊者ですが、予約者が、宿泊税を含めて料金を支払われた場合につ
いては、宿泊者からの徴収は不要です。

Q 4-17 領収書について教えてください。

Q 4-17 (1)

宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。

また、表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか。

指定の様式や、福岡県において領収書様式の販売予定はありますか。

A 4-17 (1)

領収書等には、宿泊税の名称とその額を記載してください。

宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の
対象となる場合がありますので、御注意ください。

税の名称表示は福岡県が定めた表記で統一してください。

日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

指定の様式はございません。福岡県で領収書様式の販売予定もありません。

Q 4-17 (2)

領収書とは別に「ビル」を作成していますが、この場合、手書きで領収書を発行し
た際は、総額表示にしています。

こちらとしては、「ビル」には税額を区別して記載しているため、手書きの領収書に
は税額を区別しなくてもよいと考えていますが、区別が必要でしょうか。

消費税の場合は明記していません。

A 4-17 (2)

宿泊事業者において、「請求書」を、慣例として「ビル」と呼称している場合がある
と聞いております。

県宿泊税では、法令上、領収書の記載方法について定めはございませんが、総額表示
とする場合は、消費税の課税対象として宿泊税が含まれてしまう場合がありますので、
宿泊税の名称とその額を明記していただくようお願いしております。

また、「ビル」に宿泊税という名称と金額の記載があれば、領収書に記載がなくても、
消費税の課税対象にならないかどうかについては、最寄りの税務署へお尋ねください。

Q 4-17 (3)

収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。

A 4-17 (3)

印紙税の考え方については、国税庁のホームページや税務署において御確認ください。

Q 4-18 会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。

A 4-18

帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。

ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)

Q 4-19 宿泊者への周知はどのように行っているのでしょうか。

事業者が説明するときに使えるような広報物がありますか。

A 4-19

宿泊税の周知につきましては、宿泊者に円滑に宿泊税を納付いただくために、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットの作成など、宿泊税の周知を行っております。

なお、これらの広報物については、英語、中国語、韓国語等の多言語対応のものを作成しております。

広報素材は福岡県のホームページにも掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei4.html>

※「福岡県 宿泊税 周知」でも検索できます。

Q 4-20 リーフレット等の広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。

A 4-20

英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ベトナム語、アラビア語、ネパール語の11言語について作成しています。

Q 4-21 ポスターやリーフレット等は配布してもらえるのでしょうか。

A 4-21

要望等あれば配布しますのでお問い合わせください。

Q 4-22 宿泊事業者への具体的な事務等についての説明は行ったのですか。

A 4-22

令和元年度に県内14か所において、制度の具体的な内容や特別徴収事務等に係る宿泊事業者に向けた説明会を行いました。

現在も質問等は随時受け付けておりますので、福岡県の窓口までご連絡ください。

【福岡県窓口】

博多県税事務所（TEL：092-260-6007。）

Q 4-23 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。

A 4-23

まずは、多言語に対応したリーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。

なお、宿泊施設のフロント等で外国人観光客とのコミュニケーションに困った場合、福岡県が設置している「ふくおかよかところセンター(092-687-4961)」にて年中無休 24 時間の多言語対応電話通訳サービスを行っておりますので、ご活用ください。

Q 4-24 月計表について教えてください。

Q 4-24 (1)

毎月宿泊した人数を月計表に記載して提出することになりますが、それはどのようにして確認するのですか。また、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」が必要でしょうか。

A 4-24 (1)

毎月申告いただく納入申告書と月計表の内容を確認します。

また、宿泊者数がゼロの場合でも、お手数ではございますが「ゼロ」の記載をお願いいたします。

ただし、その月において一人も課税対象となる宿泊者がいなかった場合、納入申告書については「0円」で申告いただく必要がありますが、月計表は添付不要とします。

Q 4-24 (2)

月計表の課税対象外の記載方法を教えてください。

課税対象外の欄に、添寝無料の方や日帰りの方は記載する必要があるのでしょうか。

A 4-24 (2)

月計表の課税対象外欄には、宿泊者のうち、宿泊税の対象とならない方を記載いただくこととなりますので、添寝無料の方は記載が必要となりますが、日帰りの方は記載不要です。

Q 4-25 申告納入期限の特例について教えてください。

Q 4-25 (1)

旅館業を週末だけ行っていますが、人数制限をしているため、年間でも税額が 38,400 円程度にしかありません。

申告納入期限の特例の対象にもなりうると思いますが、事前納入できませんか。

A 4-25 (1)

制度上、宿泊者が宿泊された後、翌月に納入申告していただくこととなります。

少額ではあるかもしれませんが、事前の納入申告ではなく、実際に宿泊された分に

ついて、申告納入をお願いします。

申告納入期限の特例は、所定の要件を満たす場合に申請することができ、県が承認後、通知に記載されている月分の申告から特例が適用されます。

詳しくは「宿泊税特別徴収事務の手引」第4章1(3)で御確認ください。

Q 4-25 (2)

令和3年4月1日時点で、経営開始から1年が経過していません。

この場合、申告納入期限の特例の適用は、まだ受けることはできないのですか。

A 4-25 (2)

申告納入期限の特例の適用を受けたい場合は、申請書の提出が必要です。

その申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始されている必要がありますので、申請書を提出した時点で1年が経過していない場合は、特例を受けることができません。

Q 4-26 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。

この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。

A 4-26

宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にご負担をお願いします。

Q 4-27 事務の簡素化マニュアルを作成いただけませんか。

A 4-27

福岡県において、宿泊事業者向けに「宿泊税特別徴収事務の手引」をご準備しておりますが、各宿泊施設の事務は多種多様でございますので、事務を簡素化するためのマニュアルを作成することは難しいと考えております。

御理解いただきますよう、お願いします。

Q 4-28 民泊を営んでいます。

所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。

A 4-28

所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。

Q 4-29 宿泊税を徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する宿泊税報償金はありますか。

A 4-29

宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、特別徴収義務者に対して宿泊税報償金を交付します。この報償金については、北九州市、福岡市と同様の制度としており、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%、令和2年度から6

年度までの間は、特例として3%を交付します。なお、令和2年度から6年度までの間は、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに0.5%を加算し、3.5%を交付します。

Q 4-30 宿泊税報償金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。

A 4-30

特別徴収義務者に交付する宿泊税報償金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

5 その他（資料等）

5-1 福岡県内の保健所等一覧（旅館業法所管部署）【2-22、4-2関係】

	機 関 名	TEL	所 在 地	管 轄 区 域 等
福 岡 県	筑 紫 保健福祉環境事務所	092-513-5599	大野城市白木原 3-5-25 (筑紫総合庁舎)	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市
	粕 屋 保健福祉事務所	092-939-1744	糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、 須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
	糸 島 保健福祉事務所	092-322-3268	糸島市大字浦志 2-3-1 (糸島総合庁舎)	糸島市
	宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	0940-47-0344	宗像市大字東郷 1-2-1 (宗像総合庁舎)	宗像市、福津市、中間市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町
	嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	0948-21-4973	飯塚市新立岩 8-1 (飯塚総合庁舎)	飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市、 宮若市、小竹町、鞍手町
	田 川 保健福祉事務所	0947-42-9309	田川市大字伊田字松原 通り 3292-2(田川総合庁舎)	田川市、香春町、添田町、糸田町、 川崎町、大任町、福智町、赤村
	北筑後 保健福祉環境事務所	0946-22-2741	朝倉市甘木 2014-1 (朝倉総合庁舎)	朝倉市、筑前町、東峰村、小郡市、 うきは市、大刀洗町
	南筑後 保健福祉環境事務所	0944-72-2163	柳川市三橋町今古賀 8-1 (柳川総合庁舎)	柳川市、みやま市、八女市、筑後市、 広川町、大川市、大木町、大牟田市
	京 築 保健福祉環境事務所	0930-23-2245	行橋市中央 1-2-1 (行橋総合庁舎)	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、 吉富町、築上町、上毛町
北 九 州 市	東部生活衛生課	093-522-8728	小倉北区馬借 1-7-1 (総合保健福祉センター)	門司区、小倉北区、小倉南区
	西部生活衛生課	093-622-4614	八幡西区黒崎 3-15-3 (コムシティ6階)	若松区、八幡東区、八幡西区、 戸畑区
福 岡 市	東区 保健福祉センター	092-645-1112	東区箱崎 2-54-27	東区
	博多区 保健福祉センター	092-419-1125	博多区博多駅前 2-19-24	博多区
	中央区 保健福祉センター	092-761-7351	中央区舞鶴 2-5-1	中央区
	南区 保健福祉センター	092-559-5161	南区塩原 3-25-3	南区
	城南区 保健福祉センター	092-831-4219	城南区鳥飼 5-2-25	城南区
	早良区 保健福祉センター	092-851-6602	早良区百道 1-18-18	早良区
	西区 保健福祉センター	092-895-7094	西区内浜 1-4-7	西区
久 留 米	健康福祉部保健所 衛生対策課	0942-30-9727	久留米市城南町 15 番地 5 (商工会館 4 階)	久留米市

5-2 宿泊税の納入場所【4-8、4-10、4-11関係】

※令和6年4月1日現在

区 分	取 り 扱 う 場 所
銀 行	福岡・西日本シティ・三井住友・三菱UFJ・りそな・SBI新生・筑邦・大分・佐賀・十八親和・肥後・鹿児島・宮崎・北九州・百十四・伊予・福岡中央・熊本・豊和・宮崎太陽・南日本・もみじ・みずほ（各銀行の国内の店舗）・西京（山口県内の店舗）
労 働 金 庫	九州労働金庫の本・支店
信 用 金 庫	福岡・飯塚・筑後・福岡ひびき・大牟田柳川・田川・大川・遠賀の各信用金庫
信 用 組 合	福岡県・朝銀西・横浜幸銀の各信用組合
農 業 関 係	福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内の各農業協同組合
郵 便 局	九州（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行の各店舗及び郵便局
県 税 事 務 所	福岡県の各県税事務所（県税相談窓口を除く）

5-3 関係条文【4-15関係】

地方税法【抜粋】

(法定外目的税の特別徴収の手続)

第七百三十三条の十五 法定外目的税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該法定外目的税の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該法定外目的税の納期限までにその徴収すべき法定外目的税に係る課税標準額、税額その他当該地方団体の条例で定める事項を記載した納入申告書を地方団体の長に提出し、及びその納入金を当該地方団体に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち法定外目的税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、地方団体の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(法定外目的税の脱税等に関する罪)

第七百三十三条の二十一 偽りその他不正の行為によつて法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百三十三条の十五第二項の規定によつて徴収して納入すべき法定外目的税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

福岡県宿泊税条例（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 前条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 前条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかつた者

(3) 前条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者

(4) 前条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかつた者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。